大項目7. 施設·設備等

(目標)

理念と目的に沿った教育研究を遂行するために、開設している教育課程の種類、学 生数・教員数等の組織規模に応じて、必要かつ十分な施設・設備、機器備品等を整備 するとともに、これらの更新拡充と有効な活用を図る。

1.大学・学部における施設・設備等

(施設・設備等の整備)

A群 大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況 の適切性

[現状把握]

大学基礎データ <表 36、表 37、表 38、表 40 > 参照。

(1)施設

校地(鷹の台:103,596 ㎡)、校舎(同:88,378.89 ㎡)とも、大学設置基準を満たしており、施設に関しては、年次を追って整備中である。特に映像学科新設時の12号館(平成3年)、芸術文化学科、デザイン情報学科設置時の9号館(平成12年)、さらに平成16年3月に決定した「武蔵野美術大学2004-2009建築計画大綱」にしたがい、(仮称)多目的棟、(仮称)アトリエ棟、(仮称)図書館棟などの建設、既存校舎の改修工事等の施設整備が予定されている。

(2) 設備

鷹の台校舎開設当時の大学建築の設備計画は、一般的にきわめて軽微なものであった。どの校舎も開放的な造りであったが、スチーム暖房の老朽化に伴い、冷暖房共用の空調設備を教室に順次、設置した。また、排水設備については、昭和62~63年にかけて大幅な設備工事が行われたが全面的な整備とはなっていない。その後9号館の建設時にさらに改修工事をおこなったが、設備面についても老朽化している。

(3)省エネルギー

具体的には考えられていない。

「点検・評価〕

施設については、建築計画大綱に沿って順次建築が行われる予定であり、平成 12 年には 9 号館が建設され、大学教育に供する施設設備の充実に向けて改善されている。 設備についても、建築大綱による建築工事などにあわせ、順次老朽化した設備の改 修を行っている。

省エネルギーについては、電力消費が限界に来ており、深夜電力を使った空調設備

を平成13年9月に5B号館に導入し、電力消費を抑制するための具体的な検討と導入が始まっている。同時に自動制御など、省エネ対策に向けた設備の改善を点検する必要がある。

埋設共同溝なども、年次を追って逐次対応してきた設備に関して、キャンパス全体 の老朽化を改善する時期に来ている。

[改善・改革方策]

平成16年3月の建築大綱に沿った工事が順次進行しており、13号館、2号館(アトリエ棟)の建築が進捗中である。また既存の建物についても4号館への空調設備の設置を始めとして、工房やアトリエにも空調設備を導入することが計画されている。

エネルギー問題は、今後深刻な問題と考えられ、建築大綱に沿った検討の中でも述べられており検討を始めるべきである。

トイレの改修も、校舎間に機能の差が拡がるにつれ、改装要求の声も高くなり、設備や配管のトラブル処理に合わせて改修工事を順次進め、新しいトイレは人感センサーなど、省エネを考えた改良を進めるべきである。

屋上や壁面の緑化、光触媒の活用などによる大学のキャンパスを涼しくするキャンパス計画の実行(快適、かつ省エネの環境対策)に向けた取り組みが13号館で実施される予定である。

B群 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

[現状把握]

パソコンをはじめとした情報機器は、平成3年に映像学科を新設したときに完成した12号館に、パソコンをはじめとしたコンピュータ機器等が導入され、情報コンセントの設置なども行われた。その後、平成12年に芸術文化学科及びデザイン情報学科が新設されたときも情報機器を多く導入し、講義室には情報コンセントが整備された。共用コンピュータルームや各学科の演習室など全学的にみると1,000台以上の情報関連機器の整備がされている。その他にも全学生が多目的に利用可能なパソコンが共用スペース(9号館ウェブスペース等)に設置されており、台数もほぼ充分でホームページの閲覧等に利用されている。

また、平成14年より学生向け情報提供システムを導入し、休講、連絡等の情報をネット配信している。WEBメール機能も統合し、学生ポータルサイトとして利用している。

情報管理とパソコン管理のあり方についての理念と計画には情報環境委員会が、実 務運用に関してはムサビネット運営機構があたり、学内の情報環境のマネジメントを 行なっている。

[点検・評価]

教務課、施設管財課、情報環境委員会、ムサビネット運営機構の連係により包括的なプランの提案と実施が行なわれており、またヘルプデスクが設置され、常駐のインストラクターが基本操作のレクチャーとトラブルのサポートを行なうなどの体制がで

きている。

「改善・改革方策]

コンピュータネットワークを中心とした情報環境において、システムの変更等の対応のスピードと、決定機関の責任の問題などを今後も検討する必要がある。

(キャンパス・アメニティ等)

B群 キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

[現状把握]

キャンパス・アメニティについては、以下のとおりの内容を順次委員会等で検討してきた。

· 平成 12 年 10 月

キャンパス計画プロジェクトチーム発足。鷹の台キャンパスの現状把握、問題点を整理し、今後の検討のためのプランを策定。キャンパスの植栽(高木配置・数量・樹種等)調査を実施

· 平成 15 年 3 月

建築準備委員会を発足し、鷹の台キャンパス開校当時以来のキャンパスの施設の状況を整理し、その後の新校舎建設事業を推進するための検討を行う。

- ・平成15年9月建築準備委員会答申を提出、解散。
- ・平成 15 年 10 月

植栽環境を整備する体制を整え、日常的な植栽管理と改善計画作成を進める。

[点検・評価]

建築準備委員会の作業においては、新校舎建設にともなうキャンパス全域の施設に関わる資料整理が出来たが、校舎とその周囲の工作物の範囲であり、十分とはいえない。しかし、その間にゴミ焼却炉施設の改善など、実際の環境整備にも着手したことは評価できる。

キャンパス計画を学内すべての構成員が共有するために、全学研修会が平成 15 年 11 月に開催されたが出席状況が悪く、教職員の認識や取り組みの姿勢が不十分である。また、環境形成のための仕組みについては、制作に関わる学科を多く抱える美術大学の場合、教員が所属学科の全貌を把握し、あるいは他学科の事情も環境管理の観点から学ぶなど、学科相互に確認し、よりよい方向へ誘導するための仕組みが必要であるが、それがまだ整備されていない。

「改善・改革方策]

平成16年3月に建築委員会を発足させ、その下に実務作業委員会、各分科会を設置 し、キャンパス計画の検討が開始されており、(仮称)多目的棟は、平成17年度完成し、 (仮称)アトリエ棟は、平成20年3月完成予定である。

今後は、学科固有の諸事情を点検し、環境対策を日常的に点検するための仕組みが必要であると同時に芸術祭実行委員会など、学生の手による積極的な活動を活かし、学生の声を反映し、キャンパス全体の計画に乗せて検討するための仕組みが必要である。環境改善のためには、積極的な情報開示も欠かせない。

B群 「学生のための生活の場」の整備状況

[現状把握]

学内には食堂が2ヶ所あり、4,200名の学生に対して席数は840席であり、喫茶コーナーは1ヶ所で88席となっている。美術大学のため、画材用具などを販売する売店が、学内に1箇所あり、売り場面積は130㎡である。課外活動におけるサークル数は、ほぼ50サークル(年によりサークル数は変わる)あり、部室は35室程度配当している。大学へ自転車で通学する学生の駐輪スペースについては、建築計画により建築工事が続いており、暫定的な場所を確保しながらほぼ収容できている。学生の生活などに関する「学生生活実態調査」を教務学生生活委員が中心になり4年ごとに実施し、学生からのアンケートをもとに、集計を行い報告書にまとめている。

「点検・評価]

学生の福利厚生施設として、授業形態により昼食が昼休みに集中することにより、一時的に食堂の席数が足りなく、床に座って食べる学生なども見受けられる。また、画材などを取り扱う画材店も売り場面積が非常に狭い状態である。学内におけるタバコの分煙を望む声が学生から出ており、受動喫煙を禁じた法律に沿って、衛生委員会が、分煙を提案し実施されている。学生の制作活動や課外活動など、広く学生の活動を安全面からサポートするため保健室の開設時間の延長を行うなど順次整備されている。今後建築計画大綱が順次実施されていく段階で通学に自転車を使う学生の駐輪スペースが大幅に不足することが予測される。

「改善・改革方策]

キャンパス・アメニティなど広く学生の生活に関する事項を検討する会議体として 教務学生生活委員会を活用し、検討を計るべきである。学生の駐輪スペースについて は、暫定的な措置を講じているが建築計画を実行する中では不便な状況であり、工事 が完成した場合にも不足が予測されるため早急に検討する必要がある。キャンパスの グランドデザインを検討し、キャンパス・アメニティの全学的な形成をはかる必要が ある。

B群 大学周辺の「環境」への配慮の状況

「現状把握〕

大学の周囲は、長い間畑地が多い土地であったが、近年徐々に宅地化し、美術大学の制作を主とした大学学生の諸活動と近隣住民の生活の間にいくつかの問題を抱えるようになってきた(制作に伴う騒音、校門前・バス停などにおける一時的な混雑による安全性の確保など)。また、大学の敷地に接した公道の幅が狭いために、近隣住民や学生自身の交通の安全に問題を生じることがある。

[点検・評価]

大学への通学路である接道環境の改善(とくに狭小幅員に対する対応)およびバス 停環境の整備(場所の確保など)については、長い間整備されてきていない。学内の 騒音についての近隣対策として一部時間制限を行い、対応している。

制作に伴う粉塵処理と近隣への影響、学内の毒劇物、危険物等の物品管理の徹底などについては、現代の環境問題を深く認識し、時代に適した環境対策を施す上で、大学の敷地周辺にまで配慮するところまでには至っていない。

「改善・改革方策]

大学を取り巻く環境については、まずは出来る限り設備の改修等による対応を行い、 周辺住民への配慮を怠らない対策を講じるべきである。

学内で作品の作成に使われる、毒劇物や危険物については、衛生員会が管理保管状況を調査している。

排水については構内全体の治水計画、排水計画を策定し、配水系統の分離、定期的な水質検査の実施など、処理施設の設置も念頭に置いた上で今後の排水処理を検討するべきである。

(利用上の配慮)

A群 施設・設備面における障害者への配慮の状況

「現状把握〕

主な障害者対応設備の設置状況は、以下のとおりであり、平成に入って立てられた校舎には、身障者に配慮したトイレ・エレベーターなどの設備が配置されているが、 それ以前の建物には、ほとんど設置されていない。

- ・点字ブロックは9号館に設置
- ・インターホン(内線電話)は1号館ピロティ下に設置
- ・スロープは 12 号館に設置
- ・自動ドアは9、12号館に設置
- ・視覚障害者対応のエレベーターは9、12号館に設置
- ・障害者用トイレは5A、5B、9、12号館に設置
- ・障害者専用駐車場は正門駐車場に設置
- ・階段手すりは9号館と12号館の一部に設置

- ・車椅子は1号館保健室・体育館および12号館に設置
- ・障害者専用電話、拡大読書機、点字タイプ、点字ワープロは無い
- ・その他、障害者を配慮した特別な施設・設備は無い

「点検・評価〕

バリアフリー対応設備の改善計画、障害者を支援することなどを検討する組織は無く、バリアフリーへの対応は既存校舎の構造上の問題もあり非常に遅れている。特に、1、7号館のように中2階、中3階のある構造、4号館のように同一フロアでの移動が出来ない構造ではエレベーターの設置などは難しい。

[改善・改革方策]

身体障害への対策だけに限ることなく、美術大学の特質に沿った障害者対策の方策を練る必要があり、補助金の活用や改修工事などと並行して実施するなど、方策を工夫し、実現に向けて様々な形での検討を行うべきである。また、各校舎すべてに障害者への配慮をすることは困難であるが、エレベーターのある校舎からの水平移動の通路の確保の可能性は検討する価値がある。その上で、どこにどのような施設・設備が求められているか、点検の必要がある。

車椅子で学内全体を周回出来るような動線の確保、その上で個々の校舎にエレベーター等を設置するなど、キャンパス全体のバリアフリー計画が求められる。

(組織・管理体制)

B群 ・施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

「現状把握]

施設設備の維持管理については総務部施設管財課が所管しており、同課中央機械室が主に業務にあたっている。実務としてはアウトソーシング(業務委託)を活用している。また、夜間や休日など、設備担当者が不在の際は守衛が対応をしている。緊急時、障害発生時には緊急連絡網に基づき、関連所管に連絡する体制となっている。

「点検・評価]

火災などの災害発生時、緊急時には、総務部長、総務課長、施設管財担当課長を通じて、理事や学長、理事長に連絡、指示を仰ぐ体制となっているが、より組織的な対応が必要である。夜間や休日などは外部委託の守衛のみによる対応となっており、緊急な判断を求められる場合の体制が不十分である。

[改善・改革方策]

緊急時などに善後策、対応策を検討し、決定出来る理事会、教学それぞれの構成員からなる組織を作るべきである。これらを受け、平成17年には、指示系統などの明確化や対応について「学校法人武蔵野美術大学災害管理等規則」が制定された。

一方施設は増加しており、また老朽化も進んでいるため、災害時はもとより学内施設の障害などにも24時間体制で対応することが可能な防災センターに相当する施設、組織を設置すべきである。また、外部委託であっても常駐者にはある程度の権限が委譲出来るよう、職員相当の担当者を置くか、権限、責任を含めた業務委託契約を結んだ専門業者に業務委託することも検討すべきである。

中央機械室には機械設備、電気設備それぞれの有資格者がおり、それぞれ業務委託者を使って業務を行っているが、これに加え防災業務の有資格者を置くべきである。

B群 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

「現状把握」

施設管財課中央機械室では、衛生設備の点検、維持管理、上水道の水質チェックを 定期的に実施しており、9号館、12号館については空気環境測定(「ビル管法」によ る)も定期的に実施している。また、学内で取り扱う消防法で危険物として定められて いる灯油や有機溶剤などを保管する危険物庫などの危険物施設の点検、管理、届出等 も施設管財課中央機械室で担当している。

学内において排出される廃棄物については分別回収を行い、可燃物は学内で焼却し、 他は各置き場や各種の廃棄物コンテナに一時的に保管し、適宜、専門処理業者に産業 廃棄物として回収、処理を依頼している。(生ゴミ・不燃物・家電等粗大ゴミ・廃液(現 像液等)・石膏・石・コンクリート等)

防犯に関しては、守衛による巡回といった人的警備で、機械による警備は行われていない。

女子トイレは老朽化したトイレの改修工事にあわせ緊急時の呼び出しボタンを順次、 設置している。

防火については、「消防計画」の記載内容により、自衛消防隊を中心とした消防訓練の実施、また防火管理委員会を組織し、防火、防災に関する諸課題への対応等を検討している。

建物の維持管理については長期修繕計画に沿って、計画的に外壁補修、屋上防水を 行っており、耐震対策についても建築基準法が改正され、耐震基準が厳しくなった昭 和51年以前に竣工した建物について、平成16年度からの2年間で耐震診断を実施す る。

[点検・評価]

学生総数 4,200 人の比較的小規模の大学であり、美術大学という特殊性を持つ大学においては歴史的にも少人数による授業形態を取ってきた。このため、施設・設備における安全管理についても機械化による管理を導入することが遅くなったという経緯があったが、昨今の授業内容の多様化、施設使用の頻度の増加などにより対応できなくなってきている。また、コスト面からの制約などにより清掃・ビル管理・守衛など人的管理体制を見直し、機械警備に頼らざるをえない状況もある。

建物における建築後の補修などについては、所管部署において年度整備として順次 改修工事等を行っている。また、耐震補強工事などもあわせて実施するなどの検討が され、順次計画され、実施されている。しかし、施設・設備の面から衛生・安全につ いて検討する委員会または規則などはなく、所管業務の年度整備の範囲として行われ ているにすぎない。

[改善・改革方策]

平成 18 年から 1 号館 2 Fの事務フロアに機械警備の導入が始まっているおり、今後 監視カメラや動体感知などの機械警備の導入の検討が進んでいるが、しかし、それは まだ一部であり今後空調や照明設備の監視としての導入を検討したり、(学内 LAN の活 用)や廃材を教材として再利用出来るようなストックヤードを整備して、本学独自の資 源のリサイクルを検討するなど全体的な見直しもすべきである。

また、廃棄物種類、回収方法、頻度の現況調査をして、排水を含め土壌汚染などへの定期的なチェックシステムの検討や学生による事故を防ぐために、毒劇物、危険物等の取扱いに関するオリエンテーションを入学時に実施するなど衛生委員会を中心として進めていくべきである。

大項目7-2 大学院における施設・設備等

(1) 施設・設備

(施設・設備等)

A群 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況 の適切性

B群 大学院専用の施設・設備の整備状況

[現状把握]

大学院研究科の施設、設備は、概ね整備されている、とくに機械・工具等を備える 工房等は学部生と共用で運用している。大学基礎データ<表39>参照。

[点検・評価]

平成 16 年度は博士後期課程が設置されより高度で専門性の高い研究主体の大学院 生が利用する上で、時間的、空間的制約が多く、更なる拡充が望まれる。

[改善・改革方策]

大学院を想定した専用の施設、設備の整備が急務であり、設備のみならずその運用、また施設の管理体制までを含めて、平成18年度以降の建築計画をはじめとした整備計画の中で具体化していくべきである。

(維持・管理体制)

A群 施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

[現状把握]

施設設備の維持管理については総務部施設管財課が所管しており、同課中央機械室が主に業務にあたっている。実務としてはアウトソーシング(業務委託)を活用している。

また、夜間や休日など、設備担当者が不在の際は守衛が対応をしている。

緊急時、障害発生時には緊急連絡網に基づき、関連所管に連絡する体制となっている。

「点検・評価〕

火災などの災害発生時、緊急時には、総務部長、総務課長、施設管財担当課長を通じて、理事や学長、理事長に連絡、指示を仰ぐ体制となっているが、より組織的な対応が必要である。夜間や休日などは外部委託の守衛のみによる対応となっており、緊急な判断を求められる場合の体制が不十分である。

「改善・改革方策]

緊急時などに善後策、対応策を検討し、決定出来る理事会、教学それぞれの構成員からなる組織を作るべきである。これらを受け、平成17年には、指示系統などの明確化や対応について「学校法人武蔵野美術大学災害管理等規則」が制定された。

一方施設は増加しており、また老朽化も進んでいるため、災害時はもとより学内施設の障害などにも24時間体制で対応することが可能な防災センターに相当する施設、組織を設置すべきである。また、外部委託であっても常駐者にはある程度の権限が委譲出来るよう、職員相当の担当者を置くか、権限、責任を含めた業務委託契約を結んだ専門業者に業務委託することも検討すべきである。

中央機械室には機械設備、電気設備それぞれの有資格者がおり、それぞれ業務委託者を使って業務を行っているが、これに加え防災業務の有資格者を置くべきである。

B群 実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を 図る体制の確立状況

「現状把握」

基本的には、学部と同様の施設における管理体制は同じ所管が管理している。学生が日常的に使用する材料に含まれる劇物などについての安全な取り扱いと保管状況の徹底及び危険物として取り扱われる有機溶剤の取り扱い及びその保管状況については、衛生委員会が、実地の立会いによる調査・検査を行っている。これらについては、「武蔵野美術大学医薬用外毒物劇物危険防止規則」により、各研究室に取り扱い管理担当者を選任し、日常の管理について徹底を図り、薬品等の取り扱いについて管理責任者が指導助言を行うシステムがある。

[点検・評価]

衛生委員会は、年1回研究室で保管している毒物劇物の管理・保管状況を調査しているが、最近の溶剤等危険物には種類が多く、研究室では全てを把握し切れていない状況が見られる。

「武蔵野美術大学医薬用外毒物劇物危険防止規則」には、安全管理・衛生管理等環境被害防止についてのシステムが明記されているが、薬品・溶剤等の取り扱いにおける事故が見られることから、規則におけるシステムが十分機能しているとは言えない。

「改善・改革方策〕

毒物劇物等危険物の取り扱いについてその内容を精査し、連携体制を確認し、より 実効的なシステム作りを行うよう見直しをすべきである。また、大学と同じ問題であ るが、環境の観点からも学内における排水処理については、現在では、水質基準をク リアしているが、今後の問題として早急に見直しのための検討を行うべきである。今 後更なる規則の徹底を教務学生生活委員会などで図ることが必要である。

(2)情報インフラ

「現状把握〕

B群 学術情報の記録・保管のための配慮

本学においては大学院に限定しての情報インフラ整備は行っておらず、「大項目8図書館および図書・電子媒体等」の「図書、図書館の整備」や「学術情報へのアクセス」に記した内容に準ずるサービスを行っている。

B群 国内外の他の大学院・大学との図書館等の学術情報・資料の相互利用のための 条件整備とその利用関係

「大項目8 図書館および図書・電子媒体等の(学術情報へのアクセス)」に記した内容のとおり国内外の学術情報・資料の利用ができる条件の整備と相互協力を行っている。補足すると、大学院へ向けては特にオンラインデータベースの利用の推進を行っており、たとえば外部データベースとして挙げた英国図書館提供の「British library inside web」はデータベース検索だけでなくドキュメント・デリバリーも併せたサービスで、検索した図書や文献を迅速に入手することが可能である。また特筆すべき相互利用として多摩地区の5大学から成る「多摩アカデミック・コンソーシアム」の構築があり、研究者にとってより利便性の高い相互利用環境を実現している。(詳細は冒頭に示した通り、「大項目8 図書館および図書・電子媒体等」の(学術情報へのアクセス)「③国内外の他大学との協力の状況」を参照)

C群 コンテンツ(文書、画像、データベース等のネットワークに流通する情報資源) やアプリケーション・ソフト(個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア)の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能

大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能は用意されていない。

C群 資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター (例えば、保存図書館など) の整備状況と電子化の状況

本学は単科大学のため集中文献管理センターの整備は行っていないが、資料保存の 観点より平成 15 年度より文部科学省私学助成の採択を受けて貴重図書の画像データ ベース化を進めている。

[点検・評価]

本学では大学院に特化した格別の施設・設備が構築されておらず、情報インフラや 対外的な学術情報の相互利用の方策についても、特に大学院を視点にした配慮がなさ れなかったという経過は否めない。これは長期にわたって学部課程を中心とする教育 研究活動が学内での大きな部分を占めてきたためであり、これまでの経緯からすると やむを得ないであろう。

[改善・改革方策]

大学全体に占める大学院の割合が低かったため、これまで大学院のための施設・設備という視点が弱かったが、近年本学でも博士課程が新設されたこともあり、大学院教育の比重は次第に高まっていくと予想される。学部とは異なる、大学院にふさわしい施設・設備は何かという問題意識を醸成しつつ、情報インフラや対外的な学術情報の相互利用についてどんな方策が考えられるかという検討がなされる必要があろう。